

情報処理センターの指定基準

平成 26 年 12 月 24 日制定

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項に規定する情報処理センターの指定は、当該指定の申請に際して提出される資料の内容が、この基準に定める要件に適合するものでなければ、してはならないものとする。

一般社団法人又は一般財団法人であること

情報処理業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること

1．情報処理業務の実施体制に関する事項

- （１）情報処理業務の実施に係る手続きの概要が明記されていること。また、情報処理業務以外の業務（以下、「その他業務」という。）を行う場合には、その他業務の概要及びその実施に係る手続きの概要を併せて明記し、これらが情報処理業務の公正な実施に影響をおよぼすおそれがないことを示すこと。
- （２）情報処理業務を適正かつ確実に実施するために必要な知識・経験を有する人材を配置することが明記されていること。
- （３）情報処理業務に係る役員又は職員の構成が、必要十分な数が確保されており、当該業務の実施に支障をおよぼすものでないことが明記されていること。
- （４）情報処理業務の実施に係る内部監査の実施が明記されていること。
- （５）電子計算機を用いた大量のデータの入力、保存、出力、管理等の処理を、一定期間実施した実績を有すること。

2．情報処理業務の公正性の確保に関する事項

- （１）情報処理業務に係る役員又は職員の構成について、当該業務の公正な実施に支障をおよぼすものでないことが明記されていること。
- （２）その他業務を行うことが、利益相反の観点から、情報処理業務の実施に支障をおよぼさないものであることが明記されていること。
- （３）情報処理業務を通じて得た登録情報（以下、「登録情報」という。）について、利用者が当該情報の引渡しを希望した際に、不当な取扱いを行わず、簡便に取り扱える状態で当該情報を提供することが明記されていること。

3．情報処理業務に用いる設備に関する事項

- (1) 情報処理業務に用いるシステムを構築していること。
- (2) 情報処理業務の見通しに合った容量、処理能力を持つ設備を保有していること。
- (3) 情報処理業務の実施に関し、システムの多重化、バックアップ体制を整備していること。

4．登録情報の取扱いに関する事項

- (1) 登録情報を、情報処理業務の他に特定の者を利する目的で使用しないことが明記されていること。
- (2) 情報処理業務に係る役員又は職員の構成が、登録情報の漏えい防止の観点から、当該業務の実施に支障をおよぼすものでないことが明記されていること。

5．登録情報の漏えい等への対策に関する事項

- (1) 登録情報の漏えいを防止するため、保有するサーバー等の機器のリストが整備され、レンタル・リース等の方法により確実に利用できる状態であることが明記されていること。
- (2) 登録情報の漏えいを防止するため、登録情報の管理体制(人材構成、機器の管理、プログラム管理、データ管理、内部監査)が明記されていること。
- (3) 登録情報の消失を防止するため、保管体制(データバックアップの多重化等)が明記されていること。

6．経理的基礎に関する事項

- (1) 過去3年分の収支予算書、貸借対照表が明示されていること。
- (2) 経理処理能力、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制が明示されていること。
- (3) 情報処理業務の実施に必要な資金調達方策が確立されていること。

7．適切な収支に関する事項

- (1) 事業開始後5年間の収支計画書において、情報処理業務に係る収支の見込みが適正であることが明示されていること。

(以上)